

君たちの行動で世界が変わる

—高校生への消費者教育の多様なアプローチ—

京都府消費者教育推進校事業

授業事例集

国語 利用規約を読み解く



商業 売り手よし、買い手よし、世間よし



公民 企業の経済活動



国語 対話を通じて消費者市民社会の実現をみんなで考える



家庭 エシカルクッキング



外国語 動物の権利について
- 動物実験の是非を問う -



公民 消費者市民社会の主体をめざして



家庭 「エシカルかるた」を作ろう



令和元年 12 月

目 次

1. はじめに	京都府消費生活安全センター	… 1 ページ
2. 授業事例集の発行に寄せて	京都府教育庁指導部高校教育課 大阪教育大学教育学部 大本 久美子 教授	… 2 ページ … 3 ページ
3. 授業事例集		… 4 ページ

①	国語 現代文 B 3 年生 京都府立北桑田高等学校	利用規約を読み解く 北桑田高校版 利用規約攻略法	4 ページ
②	国語 現代文 B 2 年生・3 年生 京都府立北桑田高等学校	対話を通じて消費者市民社会の実現をみんなで考える skypeを使って「テラ・ルネッサンス」の栗田佳典さんと語り合う	8 ページ
③	外国語 コミュニケーション英語Ⅱ 2 年生 京都教育大学附属高等学校	動物の権利についてー動物実験の是非を問うー パラメンタリー（即興型）ディベートを取り入れた討論型授業で、倫理的問題を扱う	12 ページ
④	商業 ビジネス基礎 1 年生 京都府立木津高等学校	売り手よし、買い手よし、世間よし 企業家の精神と企業倫理について学習し、エシカルな消費者に支持される企業とビジネスのあり方を学ぶ	14 ページ
⑤	公民 政治・経済 2 年生 立命館宇治高等学校	消費者市民社会の主体をめざして 18 歳成年時代の大人（市民）への旅立ち支援	16 ページ
⑥	公民 現代社会 1 年生 京都府立城陽高等学校	企業の経済活動 「消費者」の視点で「供給」の在り方を考える	18 ページ
⑦	家庭 家庭基礎 1 年生 京都府立東稜高等学校	エシカルクッキング 緑茶入りパウンドケーキを焼いてみよう	20 ページ
⑧	家庭 家庭基礎 1 年生・2 年生 京都府立城南菱創高等学校	「エシカルかるた」を作ろう 「エシカル」って何だ？ みんなでわいわい「エシカル」しようよ！	22 ページ

4. エシカル・ラボ in 京都における発信 ～特色ある取り組み～ ……26 ページ

①	商業 課題研究 京都府立木津高等学校	エシカルな思考を商業教育の中心に ～持続可能な地域社会を目指した高校生の一年～	28 ページ
②	グローバルワークショップ ノートルダム女学院 中学高等学校	フェアトレード知らない人 0 (ゼロ) プロジェクト	30 ページ

5. 消費者庁作成教材「社会への扉」活用事例	……32 ページ
・家庭科の授業における活用	……33 ページ
・消費生活安全センターの出前講座実践事例	……36 ページ
6. 参考資料	……43 ページ

はじめに

民法改正により令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、18 歳及び 19 歳の未成年者取消権がなくなるため、若年者層の消費者被害の増加が懸念されます。こうした中、被害の未然防止を図るため、学校教育における消費者教育の重要性が高まっています。平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領においても、消費者教育の充実が明記されました。

また、環境問題等地球規模の様々な問題が深刻化する中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」が平成 28 年 1 月に発効し、様々な課題の解決に向け主体的に考え積極的に行動できる消費者を育成することの重要性も増しています。

京都府では、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」（平成 31 年 3 月改定）に基づき、京都府教育委員会の協力を得て、高校生等に対する消費者教育の取組みを積極的に推進することとしております。

取組みの一つとして、平成 29 年度から、府内高等学校等を消費者教育推進校として指定し、該当校の先生に消費者教育の授業を御提案いただき、府内の高等学校等に普及していくことにより、消費者教育の機会拡大を図ることを目的とした「消費者教育推進校事業」を実施しています。

本冊子は、平成 30 年度にこの事業に御参加いただいた 7 つの高等学校の 8 つの授業を実践事例としてまとめたものです。公民科、家庭科だけでなく、国語科、英語科、商業科において、消費者教育をテーマに実践された授業を紹介しております。また、消費者庁作成教材「社会への扉」の活用事例や、推進校における特徴ある取組みについても紹介しています。教員の皆様をはじめ、多くの方々に、是非、御一読いただき、御参考としていただきたく存じます。

事業の実施にあたって、御指導いただきました大阪教育大学教育学部大本久美子教授、熱意をもって授業を御提案いただいた先生方をはじめ、関係の皆様にご多大な御協力をいただきました。深く感謝申し上げます。

この冊子が、府内の高等学校等における消費者教育の広がりの一助となりましたら幸いです。

令和元年 12 月

京都府消費生活安全センター

授業事例集の発行に寄せて

京都府消費者教育推進校事業は、平成 29 年 3 月に改定された「京都府消費者教育推進計画」を受け、消費者被害を未然に防止し、自主的かつ合理的に行動する消費者の育成を図るため、平成 29 年度から実施されている取組です。

平成 30 年度は、府立高校 4 校、私立高校 2 校、国立高校 1 校を消費者教育推進校として、消費者教育の授業やその指導案の実践研究に取り組み、消費者教育推進校における消費者教育の授業例を研究し、その成果をこの授業事例集として発刊されました。今後、各高校が消費者教育を進める上で、非常に参考になる資料を作成していただいたことに感謝申し上げますとともに、関係の皆様のご尽力に敬意を表します。

さて、令和 4 年度から成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、高校生に社会をより一層意識させる必要があり、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成するため、高等学校における消費者教育のより一層の充実が求められているところです。

また、平成 30 年 3 月に高等学校の新学習指導要領が告示され、社会で力強く生きていくための資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手となるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が強く求められているところです。このような新学習指導要領の趣旨を踏まえ、公民科や家庭科などの教科で、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み等について学習するだけでなく、学校の教育課程全体で、生徒自らが課題意識をもち、取り組む姿勢を育む教育を進めることが重要であります。

本授業事例集には、生徒が主体的に学ぶという観点からも工夫されたモデル授業が掲載されており、各校における消費者教育を推進する上で、大いに活用されることを期待しております。

府教育委員会といたしましても、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、教員の指導力の向上を図るとともに、京都府府民環境部消費生活安全センターをはじめとする関係機関との連携した取組などを通じて、消費者教育を一層推進して参ります。今後とも関係の皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

令和元年 12 月

京都府教育庁指導部高校教育課

授業事例集の発行に寄せて

令和 4 年 4 月に、現在高 1、高 2 の生徒が一斉に成人となります。18・19 歳の自己決定権が尊重される一方で、消費者被害の拡大も懸念されています。学校教育においては、子どもたちに「権利や自由」が増えれば「責任」が伴うことの自覚を促し、被害予防教育はもちろん、日常生活の様々な場面で、自ら考え判断し、実行できる力を育成することが求められています。消費者教育の目標は、自立した消費者の育成と消費者市民社会の構築です。国連 SDGs (持続可能な開発目標) と同じ方向性を有する「消費者市民社会」を実現するためには、社会参画力、行動力が不可欠です。

本事例集では、消費者市民社会の形成者として生徒自らが「考え、判断し、行動する力」を育成する授業を収録しました。従来から消費者教育を実施している家庭科や公民科に加え、国語科、英語科、商業科(ビジネス基礎)の計 8 つの授業展開や生徒の反応等を紹介しています。

消費者市民社会の形成には、事業者の企業市民としての資質や志向性も重要です。企業市民は、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を具現化した企業の姿として捉えることもできます。商業科(ビジネス基礎)の授業「売り手よし、買い手よし、世間よし」は、持続可能な社会における企業倫理を考える学習です。関西企業家の精神を学び、エシカルな消費者に支持される新時代のビジネスモデルを考案しました。

国語科「対話を通じて消費者市民社会の実現をみんなで考える」では、skype を用いたゲストとの対話授業でエシカル消費の具体例を知り、消費者市民社会実現の可能性を自らのことばで表現しました。

英語科では、「動物の権利」をめぐる討論型授業で、動物実験の是非を考え、エシカルでクリティカルな消費行動の在り方を問うことにつながりました。

「消費行動を通じて社会貢献をする消費者」の育成は、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」にも明記されています。3 月に開催されたエシカル・ラボ in 京都においても、エシカル消費推進の授業が紹介されました。持続可能な社会の形成には、エシカル消費の普及や消費者市民の育成が急務です。消費者庁が作成した教材「社会への扉」の活用事例として、家庭科で実践したワークシートや消費生活安全センターの出前講座も掲載しています。どうぞ御活用ください。

本事業は、京都府内の高等学校の様々な教科・科目で、また教科横断的に消費者教育の取組を拡げることが目的とし、平成 29 年度から始まったものです。主体的で対話的な学びの消費者教育、成年年齢の引下げに対応した消費者教育、SDGs の目標達成を目指す消費者教育等を通じて、より多くの高等学校で「考え、判断し、行動する力」を育む学習が展開されることを期待しています。

令和元年 12 月

大阪教育大学教育学部教授・京都府消費生活審議会委員 大本久美子

利用規約を読み解く

北桑田高校版 利用規約攻略法

授業のねらい

- ◎ 契約について理解することができる。
- ◎ 利用規約の内容を理解することができる。
- ◎ 消費者からみて不都合な点を見つけ出すことができる。
- ◎ 効果的な読み方を創出することができる。
- ◎ 改善点を考え出すことができる。



授業の工夫

- ◎ 高校生にとっても馴染みのあるフリマアプリの利用規約を教材とした。
- ◎ A4版20枚に及ぶ、利用規約を用意して分厚さや事業者の意図を実感させた。
- ◎ クイズ、ロールプレイ、課題設定、班学習といったアクティブ・ラーニングの授業を行い、飽きさせない工夫を施した。
- ◎ ミニホワイトボードを活用して生徒の声を拾い上げた。
- ◎ 班を活用し、一人で読むと辛くなる利用規約を、皆で読み合うように仕向けた。
- ◎ 教員と生徒の関係性の変容を目指した。



生徒の反応

- ◎ 皆、積極的に授業に参加しており、反応が良かった。(授業後の感想より)
- 自分にとって身近なフリマアプリのことを授業でもらう、ためになりました。ホワイトボードで全員の意見を聞くのも良いと思いました。
- 生徒が主体となる授業で暇をしなかった。普段の授業もこのような形でやりたい。
- 今回特別授業を受けてみて面白いと思いました。また今回だけでなくまた受けたいと思いました。文章を読もうと思いました。とても楽しいと感じたのでまた受けたい。しっかり考えさせられるものだと思います。
- 授業の中で人の役に立つことができ、価値ある授業ができました。

授業の成果

- 家庭科、公民科、国語科に跨る「授業のねらい」を達成でき、教科横断的授業となった。
- 生活体験や生活実感を活かすことのできる、生徒主体の対話的な授業となった。
- 従来の「教員が生徒に教える」関係性から、「生徒が教員に教える」という関係性への変容が見られる授業となった。
- 利用規約という「実用的な文章」を教材とした、消費者市民社会を考える授業モデルを構築することができた。

指導計画

時	学習の内容（概要）	評価規準（評価の観点）
1	契約について学ぶ。【本時】	契約とは何か理解することができる。
2	利用規約を読み、消費者からみて不都合な条項を見つけ出し、効果的な読み方を考えるとともに、改善点を考え出す。【本時】	内容を理解し、疑問を抱いて読むことができる。読み方の方法や改善点を見つけ出すことができる。

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 10分	クイズを出す。	クイズの答えを考え、ホワイトボードに記す。	生徒との距離を縮め、授業に入っていくやすいようにクイズを用意する。
展開① 40分	「18歳は大人かどうか？」問いかける。 大人と考える生徒と大人でないと考える生徒それぞれにその理由を尋ねて板書する。 クレジットカードの話題を契機に2022年問題について持ち出す。 契約について理解させるために、コンビニでペットボトルを購入する場面を再現してクイズとして出題する。正解を発表する。 ○×式の簡単な契約クイズを出す。	大人と考えるか、大人でないと考えるかホワイトボードに記す。 大人であるとする理由、大人でないとする理由、それぞれについて答える。 2022年には18歳が成年とされ、契約をめぐる消費者問題が起きる可能性が大きいことを理解する。 どの時点で契約が成立したか、考える。 契約クイズに答える。	当事者性のある問いを用意する。 回答はキーワードだけでも記すようにする。 消費者問題に関わる話題が出されるのを待つ。 本時の話題に近づけるようにする。 具体から抽象化を心掛ける。
展開② 45分	フリマアプリの利用経験を尋ね、何を売買したかも差し支えない範囲で訊く。 トラブルの有無を訊く。	フリマアプリ利用者が答える。 トラブルに遭った生徒がいれば、発言する。 (休み時間 10分)	全員が発言者に注目するように心がける。話が1対1にならないよう共有化することに留意する。

	<p>資料を配布して個人間売買の苦情が年々増加していることを告げ、とりわけ高齢者等の被害が多いことに触れる。 卒業前に高齢者や社会的弱者の人に皆の知恵を貸して欲しい、と呼びかける。</p> <p>A 3用紙10枚に印刷し直したフリマアプリの利用規約を全員に配布する。</p> <p>「北桑田高校生による提言 フリマアプリ攻略法」を創ってほしいと呼び掛け、ネットでの個人間売買経験者を必ず一人入れる形で4つの班を作る。</p> <p>利用規約の中で必ず読むべき条項「一押し、二押し、捨て難し」を選ぶよう指示する。 なぜそれらを選んだか理由を答えられるようにすることも述べる。</p> <p>出揃った時点で一押しの理由をあわせて発表させる。</p> <p>二押しの理由を発表させる。</p> <p>捨て難しの理由を発表させる。</p> <p>トラブルに遭った生徒に発言を求め。</p> <p>聴講していた消費生活相談員の意見を求める。</p> <p>「北桑田高校生による提言 フリマアプリ攻略法」をまとめる。</p>	<p>資料の内容や教員の説明を理解する。</p> <p>利用規約をめぐって量の多さや事業者の意図を体感する。</p> <p>4つの班を作り、相談できる態勢にする。</p> <p>班で議論しながら3つを選び、ミニホワイトボードに記し、黒板に貼る。</p> <p>各班の代表が理由を述べる。</p> <p>消費生活相談員の意見を傾聴する。</p>	<p>具体的な話を一般化する。</p> <p>利用規約のリアルを体験させるようにする。</p> <p>10分ほど時間を取る。時間延長希望の班にも対応する。ミニホワイトボードに書かせる。早くできた班には利用規約の改善点も考えさせる。</p> <p>生徒の意見を尊重して進める。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>考えられた利用規約の改善点も紹介しながら、利用規約を読むためにはことばの力が重要であることを述べてまとめる。</p>	<p>まとめについて耳を傾け、理解する。</p>	

授業：札埜和男氏（岡山理科大学教育学部准教授）、田中希代子氏（京都府立北桑田高等学校）

授業の準備

- ミニホワイトボード（生徒数）
- フリマアプリの利用規約

北桑田高校生による提言「フリマアプリ攻略法」

一押し11条、二押し1条、捨てがたし13条

北桑田高校生による提言「フリマアプリ攻略法」ができるまで

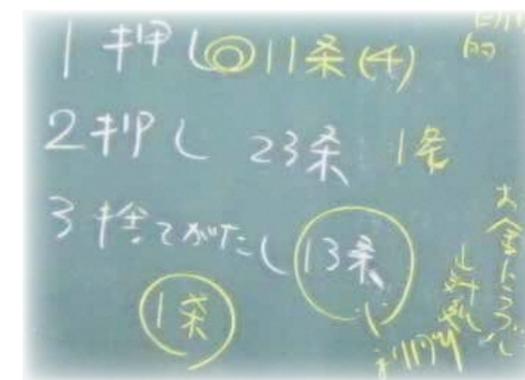
個人間売買のトラブルが年々増加している現状を踏まえ、トラブルを減らすために、フリマアプリの利用規約の攻略法を創出した。

【トラブルに遭った生徒の経験を軸に授業を展開】

授業を受けた生徒の中に、フリマアプリでトラブルに遭った生徒がいた。
生徒は、トラブルに遭ったとき、フリマアプリ運営会社とメールで交渉して返金してもらっていた。利用規約に目を通して、その利用規約に基づいて行動していたのである。
読めない漢字は飛ばして読んだ、と生徒は言ったが、利用規約を読むことが素晴らしい、と教員は生徒を褒めた。
北桑田高校生による提言「フリマアプリ攻略法」を創っていく過程でも、生徒の意見には説得力があった。

【議論の過程】

- ・ 4つの班ごとに、利用規約の中で必ず読むべき条項「一押し、二押し、捨て難し」を議論。
- ・ どの班からも、11条が出される。11条には商品トラブルの対処法が書かれており、とりわけ大事な箇所が11条の4項であるという意見が出され、一押しは11条に決定。
- ・ 二押しの候補として、10条と23条が出され、議論の結果、23条は9条と10条をカバーできる、ということに落ち着き、二押しは23条に決定。
- ・ 捨てがたしの候補としては、13条、2条、16条が出された。ポイントが絡むこと、振込み、売上の点から13条が優先されるべきではないか、という意見があり、ひとまず、一押し11条、二押し23条、捨てがたし13条を原案として決定。
- ・ 授業を聴講していた消費生活相談員から、23条より1条が重要ではないか、という助言。最終的に一押し11条、二押し1条、捨てがたし13条、と決まった。



(利用規約の条文概要)

<p>第1条 本サービスの内容及び弊社の役割 第2条 定義 第3条 本規約への同意及び本規約の変更 第4条 ユーザー登録及びアカウント情報 第5条 ユーザー登録の取消等 第6条 ユーザーの退会 第7条 個人情報等の取扱い 第8条 禁止事項</p>	<p>第9条 商品の出品 第10条 商品の購入 第11条 支払及び取引の実行 第12条 ユーザーの評価 第13条 利用料等及び売上申請 第14条 ポイントの取扱い 第15条 割引券の取扱い 第16条 弊社による商品の出品・販売等</p>	<p>第17条 弊社による商品の配送 第18条 他のサービスへの遷移 第19条 本サービスの中断・終了及び変更 第20条 知的財産権及びコンテンツ 第21条 ユーザーの責任及び接続環境等 第22条 非保証及び免責 第23条 損害賠償 第24条 一般条項</p>
---	--	--

対話を通じて消費者市民社会の実現をみんなで考える

skype を使って「テラ・ルネッサンス」の栗田佳典さんと語り合う

授業のねらい

- ◎ 消費者市民社会の実現について、skype での対話を通じ、当事者意識を持って考える。
- ◎ 対話に参加するとともに、そのやりとりを傾聴する。
- ◎ 「鵜呑み」ではなく、対話の内容を自分の頭で咀嚼しながら、批判的に考え、その実現意義や可能性について考え、自分のことばで語る。

授業の工夫

- ◎ ゲストとして、消費者市民社会の実現に向けて活動するNGO職員に参加してもらった。
- ◎ ゲストとの対話手段に skype を活用した。
- ◎ 教員は、コーディネーターの役割を担い、ミニホワイトボードで生徒の意見を拾いながらゲストと生徒を繋いだ。
- ◎ 授業を受けた生徒の中から関心を持つ生徒が生まれることを願い、一時的な取組みではなく、後に継続する要素を持つ取組みとした。



生徒の反応

◎授業の課題「消費者市民社会は実現可能か」に対する生徒の回答（意見抜粋）

◆実現可能（「条件付き」を含む。） 20名

- ・ 少しずつではあるが可能。なぜならスーパーでレジ袋をもらわないことがこんなに浸透したように、人々の価値観は少しずつ変わっていくから。

◆実現不可能（「難しい」を含む。） 10名

- ・ フェアトレードの商品は思っていたよりも高く、生活の中に取り入れることは難しいと思った。今後働いてお金を稼ぐようになって、手の出せない値段だと思った。



◎授業を受けた感想

- ・ スカイプで対話しながらの授業は初めてで、実際にそばにいるような感覚で授業を進めていて良かった。一方的に講義するだけでなく、生徒の意見や主張を交えて進めていて、疑問が残ることなく話も聴けて良かった。
- ・ 私は先生の授業の進め方に一番興味を持ちました。なぜなら、どんな内容が出るかわからない私達生徒の意見を、予定どおりかのように進行の中に組み込まれていたからです。ある生徒の意見をもとに、次の話題、そしてまたある生徒の意見から話が広がる。そして最後はきちんとまとめまでつながるところがすごかったです。今回の出会いを大切にしたいです。

授業の成果

- 消費者市民社会について、当事者意識を持って考えることができた。
- skype を効果的に使った授業例となった。
- 消費者市民社会の実現の可能性について、自分の頭で考え、自分のことばで表現することができた。
- 一過性の授業に終わるのではなく、NPO法人（テラ・ルネッサンス）の取組みに関わりながら、消費者市民社会を考える実践を行う契機となった。

指導計画

時	学習の内容（概要）	評価規準（評価の観点）
1	傾聴、相談、対話、質問【本時】	授業参加者の間で繰り広げられる対話に耳を傾け、互いに相談しながら質問を発することができるか。
2	読解と批判的思考【本時】	対話を通じて「エシカル消費」について考えをまとめられたか。批判的に考えることができたか。

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 25分	「出会い」の意味を考えさせる。 （授業内容の動機づけ・意味づけ） ゲスト（「テラ・ルネッサンス」の栗田氏）のプロフィールを見ながら、質問を考えさせる。	2人1組で「研修旅行」での出会いを想起し、ホワイトボードに記す。 栗田氏への質問を考え、ホワイトボードに記す。	一方的にならないように参加型授業を心掛ける。 授業者は、生徒と栗田氏を繋いで対話するような形にもっていく。
展開① 25分	栗田氏からアメリカのアップル社が消費者の要望を受けて、児童労働などに関わるレアメタルを使わないようになった話を引きだす。さらに質問を考えさせる。 生徒の問いから、栗田氏の話を引きだす。	栗田氏の話を受けて、聴きたい質問を考え、ホワイトボードに記す。 (3時間目終了。休憩10分)	できるだけ多くの生徒の質問を拾い上げる。 出てきた質問について栗田氏へ投げかける順序を考慮する。
展開② 45分	鬼丸昌也（テラ・ルネッサンス創設者）著『平和をつくるを仕事にする』（2018ちくまプリマー新書PP.121~126）を配布し、指名読みと範読を行う。 各自資料を読んで感想や質問を考えさせる。 「エシカル消費」について栗田氏から説明してもらおう。消費者として持続可能な社会の構築に関わることを解説してもらおう。 資料の子どもの鉱山採掘とジュエリーブランド「H A S U N A」を取り上げる。 安価やケチの意義を説く教材の一部を配布して読ませる。（中内功著『わが安売り哲学』1969年日経新聞社） 鬼丸氏や栗田氏のいう「エシカル消費」は実現可能なのか、という疑問を投げかける。	配布資料を読む。 まず一人で考え、それから隣と相談する。 「エシカル消費」について説明を聴き、理解する。 宝石の値段から高いか安いイメージする。 配布資料に目を通す。	鬼丸氏との出会いやこの授業の契機についても触れる。 まず自分だけで考えさせる。 栗田氏から、鉱山採掘の現実、森永のDARSに関する運動、パタゴニアの企業としての取組みなどの話を引き出す。 生徒の意識を揺るがせる。批判的に考えるように仕向ける。

	単行本の値段を示しながら、青空文庫とどちらを選ぶか迫る。さらにフェアトレード商品の具体的な値段も紹介し、本当に買うか問う。	単行本と青空文庫を比較して考え、どちらを選ぶか選択する。 「エシカル消費」といっても値段が高額であることを理解する。	たたみかけるように、生徒に迫っていく。
	その上で、果たして「エシカル消費」は実現可能なのか、考えさせる。	まず一人で考え、それから隣と相談して答えを出す。	金銭的に豊かでないとは実現不可能ではないか、といった問いかけを敢えてして、生徒の意識を揺るがせる。
	生徒からの質問を受け付ける。	質問する。	できるだけ多くの生徒に発言させるようにする。
	エシカル消費を広める方法について問う。	アイデアを出す。	発言は前に出て行うよう促し、skypeで栗田氏と対話するようにさせる。
まとめ 5分	栗田氏に回答を求める。すぐには実現できないが、記念日のプレゼントをエシカル商品にするアイデアなどを語ってもらう。 授業後に古本をテラ・ルネッサンスに寄贈するなど、できることがあることを伝え、この縁を大事にして欲しいことを伝える。 課題について説明する。	傾聴する。 (後日に課題を提出する) (授業後に行動へ移す。授業のお礼に学校図書館や自分の本などをテラ・ルネッサンスに送る。本以外にもテラ・ルネッサンスが手掛けていることで、学校や個人にできることを行う。)	無理にまとめないようにする。 ただ話を聴いて考えた、で終わりではなく、何か一歩踏み出すアクションを期待する。 栗田氏から、考えてもらいたいことを聞いて、課題の一つとする。 (「普段の生活の中で、環境に配慮する点から自分自身が実践できることは何ですか」「自分のルールを作るとしたらどういうルールになりますか」)

授業：札埜和男氏（岡山理科大学教育学部）、内田咲紀子氏（京都府立北桑田高等学校）
協力：栗田佳典氏（認定NPO法人テラ・ルネッサンス）

<講師プロフィール>

授業で配付した資料（抜粋）

栗田佳典（くりた よしのり）認定NPO法人テラ・ルネッサンス 啓発事業部 講演企画・支援連携 担当

1986年、静岡県生まれ。立命館大学産業社会学部卒。生まれつきの心臓病で、13歳の時に手術。この経験から、「いのち」の大切さと「支えられることのありがたみ」を知る。その後、「誰かを支える仕事をしたい」という想いのもと、立命館大学で福祉を学ぶ。大学在学中に世界の貧困問題、特に子ども兵の問題に強い関心を持ち、テラ・ルネッサンスヘインターンシップ生として参加。1年半のインターンシップを経て、2009年4月より、大学卒業と同時に職員としてテラ・ルネッサンスに勤務。現在は、平和の種を蒔く仕事として、講演活動を年間80回以上行い、イベントの実施なども行う。行政、企業、教育機関、個人との協働も手掛けている。
受賞歴：第1回 アーユスNGO新人賞 受賞（2013年）
組織外の主な役職：関西NGO協議会理事（NGO-JICA協議会コーディネーター）、山科醍醐こどもの広場理事
資格：SDGsカードゲーム「SDGs2030」公認ファシリテーター



<講演テーマ>

子ども兵や地雷、貧困、SDGsをテーマに、平和、人権、命の大切さ、多文化共生、国際キャリアなどについて、お話をします。どちらかに絞ってのお話も可能です。小学生は30分～60分、中高生は50分～90分程度で承っています。対象の学年やニーズに応じて、内容をアレンジしてお話します。また、SDGsについて学ぶことができるカードゲームのファシリテーターでもあり、同ゲームを希望の場合は、2時間程度お時間を頂戴しています。

授業の準備

- ◎ ゲスト（栗田佳典氏）との事前打合せ
- インターネットに接続したパソコン / skype / スクリーン / ミニホワイトボード(生徒数)
- 資料：ゲスト（栗田佳典氏）のプロフィール / 鬼丸昌也著『平和をつくるを仕事にする』（2018 ちくまプリマー新書 PP.121～126）コピー / 中内功著『わが安売り哲学』（1969 年日経新聞社）コピー

授業を受けた生徒の感想 等

【栗田氏の課題】

「普段の生活の中で、環境に配慮する点から自分自身が実践できることは何ですか」
「自分のルールを作るとしたらどういうルールになりますか」

- 多い食事を頑張って食べるよりもとから調理する分を調節する。
- 環境に配慮した上で自由に過ごすというルールにする。

【消費者市民社会の実現可能性】

- 少しは可能。授業の中で出た『おまけ（特典）をつける』という意見を取り入れたとすると、そのおまけのために買う人も出てきたりすると思う。
- 高いけれど、自分の為ではなく人にあげるなら高くないという考えは良いと思ったので、この考えが広がれば実現可能だと思う。
- 少しずつではあるが可能。なぜならスーパーでレジ袋をもらわないことがこんなに浸透したように、人々の価値観は少しずつ変わるところから。もちろん訴えなしでは考えは広まらないが、私自身特別な時に手を出してみようと思えた。
- フェアトレードの商品は思っていたよりも高く、生活の中に取り入れることは難しいと思った。今後働いてお金を稼ぐようになって、手の出せない値段だと思ったし、一般の人もこのような感覚だと思う。
- 『エシカル消費』とはなんですか？という質問が講義でもあったように、フェアトレードやエシカル消費がどのようなものかわかっていないから、まずは認知から始めていくべきだ。

【気づき・感想】

- 自分も将来世界の為に何かできる人になりたい。
- たとえエシカル消費が社会に浸透しなかったとしても今回おっしゃっていたように、結婚指輪のように何か特別な時とかに今回のことを意識したいと思えたり、実際にやってみようと思った。
- 話を聞くことが多かったけど、飽きることは無かったです。楽しい授業でした。お二人とも話の組み立てや話の広げ方が上手くて、講演を積み重ねたりするような仕事で、伝えるということを大事にしておられるのをすごく感じました。
- 今回の授業で私が習ったことを伝えることで、知らない人が減り、知っている人が増えるということだ。そう考えると高価なものに手が出せない私にもできることがあると思った。だから私はまず今回知ったことを知らない人に伝えることをしようと思った。それで大変な仕事をする子どもが減るかもしれないと考えると、それはすごいことだ。
- フェアトレードとかの商品を買って環境に配慮するより、もっと日常生活の中で簡単にできることに取り組みたい。立派な仕事をしている人はカッコいいなと思った。
- 日頃、意識していないことを授業を通して考えることで、興味を持ち、意識するようになった。
- 何気なく買っている商品にも数えきれない人が関わっていたり、その背景があったりするのだと考えさせられた。最近は企業のCMによる受動的な買い物も増えているので、より慎重で計画的な消費が必要だ。フェアトレードプレゼントは将来是非やってみたい。
- 環境・貧困問題には無関係だと思っていた私達消費者も加担していることがわかった。
- 遠い国の子ども達と今日の自分の財布の中身を比べるとやはり優先されるのは自身のことである。しかしそういうことを知っておくことが大切なかもしれない。
- 実際に活動している話をスカイプという形で耳を傾けることができたのは非常に重要な経験だった。リアルなことをこの目で通して理解できた。
- 「対話して解決できる状況が一番平和だ」ということばが印象的だった。
- 授業によって海外に目を向けることができた。考えや思いを主張し、仲間と共有することはできても実行に移すことには、気付かなかった課題が出てきて難しい。私ができることは消費者市民社会を身近なことに結び付けて考えていくことだ。
- 最初の辺りは「消費？」と思っていましたが、話が進むにつれてフェアトレードやエシカル消費のことを知り、「こういう消費か！」と繋がりました。またスカイプを使った試みも面白かったです。

動物の権利についてー動物実験の是非を問うー

パラメンタリー（即興型）ディベートを取り入れた討論型授業で、倫理的問題を扱う

授業のねらい

動物実験の是非について、その恩恵を医療や美容、食など様々な受ける「消費者」として、改めて正面から考えてみることで、グローバル時代を生きる「エシカルでクリティカルな賢い消費者」となるために必要なことは何かを問う。

- ◎ 自分の意見とは独立して客観的な事実を捉えることができるようになる。
(fact / opinion の区別がつけられるようになる。)
- ◎ 相手のスピーチを傾聴することが何よりもディベートでは大切になるため、必然的に話す方も聞き手を意識し、聞き手も熱心に耳を傾けるようになる。
- ◎ ディベートにおけるスピーチの「型」は、そのまま英文でのエッセイの書き方の基本的なフォーマットになっている。ディベートの練習をつむことで、ライティングの基礎的な技能を実践的に習得することが出来る。

授業の工夫

- ◎ 本来のパラメンタリー（即興型）ディベートは、ポリシー／アカデミックディベートとは異なり、特段の事前準備を必要としないものとされている。授業の冒頭に論題が与えられ、15分の準備時間を経てディベートを行う。ただし、今回は教科書で学習した内容を発展させた Post-reading の活動であり、また論題が非常に倫理的で難度の高いものである点から、日本語／英語での参考文献での参考資料の読解と論点整理の時間を設けた。
- ◎ ディベーターの人数構成についても、本来であれば肯定側・否定側ともに3人ずつの6人、各グループには一般聴衆であるジャッジが1人ないし2人加わる形式が一般的であるが、授業実施クラスの人数が37名であるため、肯定側・否定側ともに4人ずつの8人+ジャッジが1人または2人とし、計4グループ（8チーム）で実施した。



生徒の反応

- ◎ ディベートでは（特に人権問題など倫理的なテーマを扱う際には）「勝敗が決する」という点に、賛否が分かれるところだが、生徒たちは分かりやすく結果が出るところに魅力を感じていたようだった。
- ◎ 事前準備で Pros and Cons: A Debaters Handbook からの英文をかなり読ませたため、基本的な論点の整理とともに、今まで英語の授業などで学んできた表現を再確認することができた様子であった。



授業の成果

ディベートの進行を生徒自身に行なわせた結果、一人一役が与えられる状況で、英語が苦手な生徒もグループの他のメンバーの協力を得ながら何とか取り組み、全員参加型の主体的な授業になった。また、普段深く考えたことのないテーマについて考えるきっかけになったり、自らの消費行動について考察を深めたりできる良い機会にもなった。

授業の準備

- ・『科学技術をよく考える - クリティカルシンキング練習帳 -』名古屋大学出版会 (2013)
- ・伊勢田哲治, なつたか『マンガで学ぶ動物倫理』化学同人 (2015)
- ・Pros and Cons: A Debaters Handbook Routledge(2013)

指導計画

時	学習の内容（概要）	評価規準（評価の観点）
1-4	教科書の読解	関心・意欲・態度、英語の技能面での評価
5,6	文献を通じた発展的な理解 ・賛成・反対の議論を組み立てる ・チーム分けを行う ・英語ディベートで用いる表現を学習する	知識・理解、関心・意欲・態度
7	英語によるディベートを実施する【本時】	コミュニケーションへの関心・意欲・態度 外国語理解の能力、外国語表現の能力 言語・文化についての知識・理解

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点		
導入 15分	論点整理と 作戦会議	「動物実験の禁止」について論点を整理する。 チームの中での役割分担を確認し、作戦会議を行う。	前時までの復習をし、語彙や概念などを確認する。		
展開 35分	ディベートを 実施する。 (18分)	Parliamentary Debate という形式で行う。 4人組×8チーム+審判員 (judge) Motion: Animal experimentation should be banned. 「動物実験は禁止すべきだ」	生徒には積極的にPOIをするように促す。 相手チームのスピーチで分からなかった点を質問する。		
		Affirmative Side (肯定側)	Negative Side (否定側)		
		①Constructive Speech (1) : 定義を行い、〈肯定する理由(1)〉を述べる。	②Constructive Speech (1) : 〈肯定する理由(1)〉へ反論し、〈否定する理由(1)〉を述べる。	単純に、声が小さくて聞き取れなかったのもう一回聞いてほしいとか、そういう根拠は？と問うことで、Argumentの論理性を確かめることができる。 各スピーカーの役割： <Constructive Speech> 肯定側は、その政策を採用することでどのようなAdvantageがあるのかを1人1つ、合計2つ提示する。 否定側は、その政策を採用することでどのようなDisadvantage（悪影響）があるのかを1人1つ、合計2つ提示する <Attack Speech> 相手チームが出したAdvantage/Disadvantageに対して反論する。 <Defense Speech> 相手チームが、自分たちの出したAdvantage/Disadvantageに対して行った反論について、立て直し（再反論）を行う。	
		③Attack Speech : 〈否定する理由(1)〉への反論 + 〈肯定する理由(1)〉再構築	④Constructive Speech (2) : 〈肯定する理由(2)〉を述べる。		
		⑤Attack Speech : 〈肯定する理由(1)(2)〉への反論 + 〈否定する理由(1)〉再構築	⑥Constructive Speech (2) : 〈否定する理由(2)〉を述べる。		
		⑦Defense Speech : 否定側が優っている理由をまとめる。	⑧Defense Speech : 〈否定する理由(2)〉への反論 + 肯定側が優っている理由をまとめる。		
		終了後は握手して互いの健闘を称える。 Judge (審判員) による判定 講評・Best Debaterを決める。 ・ジャッジのポイントは、CTを実践できているかどうか Argument【議論】= Claim【主張】 + Support【根拠】 (Support【根拠】= Reasoning【論証】 + Evidence【証拠】) ・Evidenceは具体例など、相手を説得できるようなものを効果的に使っているか教員からの簡単なフィードバック			
		まとめ 12分	ライティング活動		チームの立場とは関係なく、自分で賛成/反対の立場を選び、Essay Writingを行う。 資料はチームで共有する。 (書ききれなかった生徒は家で完成させる。)

授業：佐古孝義氏（京都教育大学附属高等学校）

※ 京都教育大学のグローバル人材育成事業の一環として実施された授業です。

売り手よし、買い手よし、世間よし

企業家の精神と企業倫理について学習し、
エシカルな消費者に支持される企業とビジネスのあり方を学ぶ。

授業のねらい

- ◎ 「三方よし」ということばで知られる、近江商人の精神を受け継いだ企業家の事業内容や企業倫理について事例を踏まえて学習し、「持続可能な社会」におけるビジネスのあり方について考える。
- ◎ 商業科の基礎的科目である「ビジネス基礎」において、将来の産業社会で職業人として活躍するために、望ましい職業倫理を身に付けさせる。

授業の工夫

- ◎ 単元の重要ワードについて、あらかじめ教科書で学習してから、映画の視聴やワークショップとクロスさせることで、単なる語句の暗記ではない「深い学び」をさせることを図った。
- ◎ ワークショップを行うにあたって、「エシカル消費の意味」や「CSRの事例」を個々の事前課題として与え、当日にグループ内で情報共有させることで、主に“知識・理解”と“表現”についての評価を行えるよう意図した。



生徒が考案した「エシカルな」ビジネスモデル

- ◎ **あらゆるモノのレンタルの仲介を行う「株式会社 imazon」**
授業では直接扱わなかったが、最近注目され始めているエコノミーシェアリングのビジネスモデルが自発的に発想されたことに驚いた。
- ◎ **赤ちゃんも動物も食べられる洋菓子の製造「株式会社 ひふみ」**
本時の題材とした「たねや」の事例をふまえ、洋菓子という商品がモノ消費としてだけでなく、購入されたお客様の未来のストーリーまでを想定した、コト消費としての価値提供もなされるべきであるという理念がしっかりと込められている。
- ◎ **幅広い年齢層に支持される服の製造「株式会社 ウェアーアイランド」**
再生可能な素材と機能性を両立させ、服という日用品をターゲットとして普及させようと考えた点が評価できる。アパレル市場で課題となる大量廃棄について今後学習させることで、アイデアのブラッシュアップも期待できる。



授業の成果

「企業倫理」をテーマとする単元においては、これまでは企業不祥事の事例をふまえてコンプライアンス（法令遵守）やコーポレート・ガバナンス（企業統治）の重要性を理解させるにとどまっていたが、「持続可能な社会において、エシカルな消費者に支持される企業とは？」という視点に変えたことで、経営理念や起業家精神という既習の内容に立ち返って学びを深めることができ、生徒がより具体的な新時代のビジネスをイメージできるようになった。

指導計画

時	学習の内容（概要）	評価規準（評価の観点）
1	企業倫理とCSRについて学ぶ。	知識・理解（発問）
2	映画「てんびんの詩」を鑑賞し、近江商人の理念を学ぶ。	関心・意欲・態度（観察、レポート） 思考・判断・表現（レポート）
3	企業不祥事とコンプライアンス、コーポレートガバナンスについて学ぶ。	知識・理解（発問）
4	関西企業家の精神を学び、未来のビジネスのあり方を考える。【本時】	関心・意欲・態度（観察） 知識・理解（ワークシート） 思考・判断・表現（発言内容、ワークシート）

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	既習内容と本時の目標の確認	○ すでに学習した内容について振り返り、発問について考え答える。	○ キーワードの意味や学習内容について定着がなされているかに留意し発問する。
展開 35分	企業家の精神 エシカル消費とビジネスの関係 将来のビジネスのあり方	○ 資料を精読し、内容について意見交換する。 ○ 各自が調べたエシカル消費の事例と具体的な企業の関わり方についてグループ内で発表する。 ○ 自身が企業家になると想定して、どのようなビジネスで社会に貢献するかをグループで話し合い発表する。	○ 意見交換のため、要点にマーカーで線を引くよう指示する。 ○ 机間巡視し、課題の取り組みの成果や姿勢について観察する。 ○ 発表できていない生徒に対して適宜フォローを行う。 ○ エシカル消費を行う消費者から支持されるには、という視点で考えさせることに留意する。
まとめ 10分	学習のまとめ	○ 各グループの発表内容についてワークシートに書く。	○ それぞれの発表内容の要点について確認する。

授業：鹿俣拓也氏（京都府立木津高等学校）

授業の準備

- プロジェクタ/スクリーン
- 企業家の事例調査、学習プリント/ワークシート/資料の作成

消費者市民社会の主体をめざして

18歳成年時代の大人（市民）への旅立ち支援

授業のねらい

2022年から18歳成年になった際、対応できる市民社会の担い手を育てる。
そのために、契約や消費者問題、消費者として地球市民として考える倫理的な課題も知る。

授業の工夫

「社会に開かれた」授業として、京都司法書士会の協力を得て授業を行った。実務者とコラボした授業で、生徒の興味を高めた。

生徒の反応

- ◎ 生活に根差した実務的な授業と、理念的なまとめに、1時間の限界はあるが、市民社会の一員として、「契約するとは何か」、「消費するとは何か」を考え始めた。
- ◎ クイズ形式の授業は、思考を通じて、理解しやすかったようである。
- ◎ 消費者倫理についても初めて考えたようだ。



授業の成果

消費者契約の原則を理解し、それを行使できる大人に成長しようという生徒の意欲を引き出した。さらに、18歳成年を前に、消費者は、持続可能な社会の担い手であり、消費行動によって、より良い社会を創る主体になることについての理解を促進できた。

このような授業を通して、単なる消費者教育を超えて、生徒がSDGsを意識した消費者市民社会の担い手になることを期待する。

指導計画

時	学習の内容（概要）	評価規準（評価の観点）
1	18歳成年（大人）とは	大人になるのに必要な市民性、権利、能力を考える。
2	消費主体になる。【本時】	消費主体に必要な権利能力を身に付ける。【本時】（司法書士）
3	法主体になる。	法的主体として、民法、権利と責任を知る、法的思考、問題解決の能力を高める。（弁護士）
4	政治主体になる。	市民として必要な権利を知り、政治的リテラシーを身に付ける。（NPO 選挙支援団体）
5	労働主体になる。	労働者としての主体に必要な権利・能力を身に付ける。（社会保険労務士と連携）
6	大人になるために、若者として社会に望むこと	市民社会の主人公として、希望を若者の政策課題にまとめる。

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	復習から本時に	前時の「18歳成年とは」のワークから、消費主体に関わる項目を拾い上げる。	前時の18歳での必要な権能を思い出させる。
展開 40分	1 18歳成年で法的に可能になることの確認（10分） 2 契約とは、消費行為に関するトラブル事例（15分） 3 持続可能な消費を考える。（10分）	司法書士の話聞き、消費行為に関わる法の基礎、成年の権能について、理解する。 司法書士の話聞き、契約の法行為の事例について、理解する。 また、消費トラブル（ネットトラブル）をどのように解決するか、ペアワークで考える。 教員の話聞き、消費主体としての権利と、その主人公になるためには、どんな能力、法的権利が必要かを考える。 また、地球の資源と生活の共存を考える。	法改正を知らせ、現行の高校生は、いつから、成年になるかを確認させる。 (2019年度 高1は18歳の4月1日、高2は19歳の4月1日) 日々の生活は契約で成り立っていることを生徒に自覚させる。 消費相談窓口、法的相談窓口を知らせる。 家計の視点、エコの視点から、金銭管理だけでなく、エシカルコンシューマーについても考えさせる。
まとめ 5分	本時のまとめ	消費主体として市民社会に望むことを、短文にまとめ、学校のHP掲示板にのせる。	まとめたものを生徒どうし、互いに見て確認させる。

授業：杉浦真理氏（立命館宇治高等学校）、西脇正博氏（司法書士・FP）

授業の準備

- プリント作成 入用な方は、立命館宇治高等学校（0774-41-3000）杉浦真理氏 に御連絡ください。
- 法教育講座（京都司法書士会）<http://siho-syosi.jp/education/index.htm>

企業の経済活動

「消費者」の視点で「供給」の在り方を考える

授業のねらい

消費者は、家計の立場においては「消費者」である一方、働き手として企業に立場を置き換えることにより「生産者」となる。故に、「良い消費者」になるためには「良い生産者」となる必要がある。そこで、「生産者」である企業の経済活動に着目し、消費者の立場に立った企業の経済活動を思考する。



授業の工夫

「生産者」の経験が無い生徒がリアリティをもって授業が受けられるように、知っている企業や好きなCMを挙げさせながら授業を展開した。



生徒の反応

これまでの、「消費者」のみに視点を当てた授業がスタンダードであったようで、視野が広がったという意見を貰った。また、家庭で保護者と授業の話を通してディスカッションした生徒もいた。授業を終えた後の生徒の活動に影響を与えられたことは良かったように思う。

一方、授業内でもう少し時間をかけながら議論したかった生徒もいたので、運営や時間配分に課題が残った。



授業の成果

新たな視点での取組であったことから、生徒の視野を広げることに繋がった。またそのことは、指導者自身にとっても、これから消費者教育を推進していくに当たり、役立ったと考える。

指導計画

時	学習の内容（概要）	評価規準（評価の観点）
1	経済社会の変容	資本主義社会の誕生に関心をもつ。 (関心・意欲・態度)
2	現代の企業【本時】	企業の経済活動の在り方を考える。 (思考・判断・表現)
3	市場経済のしくみ	価格変動の要因を図示する。 (資料活用の技能)
4	市場経済のしくみ	正常な市場経済と市場の失敗を理解する。 (知識・理解)
5	国民所得と経済成長	経済成長によってもたらされる変化を考える。 (思考・判断・表現)
6	金融のしくみと働き	金融のしくみと働きを理解する。 (知識・理解)
7	中央銀行の役割と金融の自由化	金融市場における中央銀行の役割を考える。 (思考・判断・表現)
8	政府の役割と財政	資料を基に日本財政の在り方を考える。 (資料活用の技能)

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	○企業の役割	○知っている企業を挙げる。また、挙げた企業のイメージやどのような事業を行っているか答える。	○生徒はそれぞれお気に入りの財やサービスなどがあるだろうから、それらを「持続」させるためには何が必要かという問いを示しておく。
展開 40分	○企業の経済活動 ○企業の国際化 ○企業の社会的活動	○企業の経済活動の流れを理解する。 ○海外で活動する日本企業、日本で活動する外国企業の名前を挙げる。 ○利益至上主義からくる企業の経済活動の、「負の側面」を考える。 ○自分が社長であると仮定して、持続的に経済活動を行うために必要な取組を考え、発表する。	○消費者の目線に立って、「良いもの」を研究開発し、生産効率を上げるための設備投資を行い、消費行動を喚起させるための広告・宣伝を行う生産活動の流れを理解させる。 ○企業の経済活動は「世界基準」が求められることを理解させる。 ○お気に入りの財やサービスも負の側面が強調されると持続できなくなる視点をもたせる。 ○世の中に受け入れられる財やサービスを持続的に供給するために必要な視点や取組を具体的に表現させる。
まとめ 5分	○まとめ	○事業を継続させるためには、利益もそうであるが、「社会」が大切であると考え。	○本業以外の社会的活動で得たものを本業に生かすという視点が重要であると考えさせる。

授業：山中脩平氏（京都府立城陽高等学校）

エシカルクッキング

緑茶入りパウンドケーキを焼いてみよう

授業のねらい

- 「食生活と環境との関わり」が「消費行動を考える」と繋がっていることを知らせる。
- 「お茶を選んでみよう」でのグループワークでまとめた中から、エシカルコンシューマーという観点に立って「茶葉」の長所を理解する。
- 抽出液を飲料とする利用方法以外に、先人の知恵を例に挙げながら、視点を変えると廃棄するものが上手に活用できることを知る。
- 茶葉を丸ごと使うことで、触感、色、味わい(香り)の変化を楽しみ、パウンドケーキのバリエーションを考える一助となるだけでなく、栄養面、環境面などにも優れていることを知る。
- ケーキ焼成の待ち時間を利用してグループで「エシカル川柳」に取り組むことで、楽しく身近に「エシカル」を感じる。
- 調理器具や食器の扱い方、片付けのルールと教室使用のきまりを理解し、安全かつ衛生的に実習する。



授業の工夫

- 1学期の「消費行動を考える」を違った角度から学習させる教材である。「お茶を選んでみよう」というテーマで、様々な視点で意見をまとめた中から、本時は「茶葉」活用案の1つを実践した。
- 茶葉は、3年生の「伝統文化事業(社会人講師による特別授業)」で利用した緑茶(玉露)を乾燥させて細かくしたものを活用した。低温及び水出しでの緑茶であるため、上品な香りが残っており、柔らかな茶葉なので舌触りも紅茶ほど固く残らないのがよい。受け継がれている文化とともに、お茶の持つ効力や利用方法の多様性などを知ることができる。
- 他の活用例として、みかんの皮を活用したケーキも教師が見本に焼成し、試食させた。これらは次の単元である「子どもとかかわる」の中の、子どものおやつ教材としても活用できる。
- 待ち時間を有効活用したグループワーク「エシカル川柳」では自然にコミュニケーションを楽しみ、それぞれの出し合った作品を鑑賞評価できる時間とした。



生徒の反応

- 時節柄もありケーキを焼く実習は皆が通常以上に意欲的に、楽しんで臨んだ。
- 材料の特徴について知識と実践が結びつけられ、つくる興味が湧いた。
- 意外な材料でできたケーキは想像以上に美味しかったようで、アレンジによって多様な味が楽しめることも学んだ。
- 川柳も含め「エシカル」に触れる機会が増えてよかったと記している。

授業の成果

1学期消費者の単元から「エシカル」をキーワードに年間通じて登場させ言葉の定着を図ることができた。身近に気楽にエシカルできることがわかったようだ。ケーキはとても簡単に、ほかの材料に変えてもできることにやりがいや喜びを感じ、少し背伸びしたエシカル川柳も食べながら和やかに取り組むことができた。

指導計画

時	学習の内容(概要)	評価規準(評価の観点)
1	消費者問題について	関心・意欲・態度、知識・理解 (ワークシート、授業態度観察)
2~5	身近なものからエシカルお茶を選んで分析してみよう	関心・意欲・態度、思考・判断・表現、技術、知識・理解(ワークシート、授業態度観察、発表内容、まとめレポート)
6~8	主体的な消費行動と契約 若者の消費者トラブルと契約上の課題 ~成年と未成年が混在する中で~	思考・判断・表現、知識・理解 (授業態度観察)
9~10	身の回りのエシカル探し 食生活と環境とのかかわり	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現(ワークシート、授業態度観察)
11	エシカルクッキング ~緑茶入りパウンドケーキを焼いてみよう~【本時】	関心・意欲・態度、技能、思考・判断・表現 (実習態度観察、作業理解、実習レポート)

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	本時の目標確認 持ち物確認 手指の洗浄	○前時に説明したチェックポイントと手順の確認をする。	○各班の役割分担を確かめ、安全にかつ効率的に調理する意欲を持たせる。
展開 40分	レシピに従い、手順通りに作業する。 班長がレシピに従い班員に指示する。 使い終わった器具の洗浄、片付けの指示 ワークシートの記入(グループワーク 焼成時間の活用)	○調理器具、食材を確認して役割分担に従い調理する。 1 オープンの扱い方について(余熱の必要性) 2 バターの扱い方について 3 砂糖の扱い方について 4 卵白の泡立てについて 5 お茶がらについて 6 小麦粉の扱いについて 7 生地混ぜ方について 8 焼き時間と目安について 9 器具の後片付け ○焼き上がり、切り分けの準備 ○グループワーク「エシカル川柳」	○安全に、衛生的に手順を守って調理できているか。 ○班の中で分担して作業できているか。 ○班のメンバーと適切なコミュニケーションがとれているか。 ○食材の性質を理解し正しく調理しているか。 ○ワークシートに取り組んでいるか。 ○グループで川柳に楽しく取り組んでいるか、鑑賞・評価しているか。
まとめ 5分	焼き上がりの確認	○中心まで焼けているかのチェックを行う。 ○昼休みに班員分の切り分け、持ち帰りをするよう伝える。	○ワークシートを仕上げ提出することを伝える

授業：向山一美氏(京都府立東稜高等学校)

授業の準備

ケーキ材料(小麦粉・砂糖・卵・バター・ベーキングパウダー・乾燥お茶がら) 泡立て器
ボウル類 ゴムべら パウンド型 計量器類 川柳ワークシート

「エシカルかるた」を作ろう

「エシカル」って何だ？ みんなでわいわい「エシカル」しようよ！

授業のねらい

「エシカルかるた」を通して、一人ひとりが「主体的・対話的で深い学び」により、人や社会・環境のことを考えて、思いやりのある消費行動ができることを目標とする。

授業の工夫

- ◎ かるたを作る過程で「言語活動」を意識した。
- ◎ 伝統的な日本の遊びである「かるた」を体験することにより、身近に感じることができた。
- ◎ 本校の、芸術展において、全校生徒や保護者・地域住民への啓発を目標に、かるたを模造紙に掲示した。生徒たちが実際にかるたで遊んだり、コンテスト形式で、優秀作品を選ぶことで取り組む意欲が向上した。



生徒の反応

- ◎ 「エシカル」かるたの読み札 46 枚を考えるのは、時間のかかる作業ではあるが、自分ひとりで考え、またグループで選定する過程で、「こんなこともエシカルなのか！」「エシカルってそんなに難しいことでもない！」「ちょっと意識しただけで、ライフスタイルが変わる！」「なんか、エシカルって楽しそう！」など、「エシカル」についての関心だけにとどまらず、具体的な行動に結びつけることができた。
- ◎ 「エシカル」とは消費行動に関わること（「環境」「フェアトレード」など）だけかと思っていた生徒たちが、かるたを作る過程で、「長時間労働」「伝統工芸」「きもの」「福祉作業所」「人権」「介護」など、社会全体について幅広い視点で考えることができた。



授業の成果

「エシカル」の認知度は低く、学習前は、ほとんどの生徒が聞いたこともない状況であったが、学習後は、幅広く周知することができた。生徒たちが制作したもののぼのとした「エシカルかるた」は予想以上に楽しく、芸術展やエシカル・ラボでの展示を通して、多くの地域の人々に「エシカル」は壮大ではあるが、決して難しい取り組みではないことを伝えることができた。「わざわざ、頑張っ、強制的に」するのではなく、「無理なく、楽しく、笑顔で」続けていくためのヒントが「エシカルかるた」に満載できた。

授業の準備

- かるた用紙、油性マジック、色鉛筆、方眼模造紙

指導計画

時	学習の内容（概要）	評価規準（評価の観点）
1	「エシカルとは？」あなたの消費行動が社会を変える！を教材にして内容の理解。 【京都府消費者教育推進校事業授業事例集（平成30年3月）p12~15】	関心・意欲・態度、知識・理解 （グループワーク発表・定期考査）
2	「エシカルかるた」の読み札を考える。【本時】	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現（プリント・グループワーク・授業態度観察）
3	「エシカルかるた」（絵札・読み札）を制作する。【本時】	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現（作品）
4	DVD「ザ・トゥルーコスト」の視聴。	関心・意欲・態度、思考・判断・表現（感想文）
5	【ホームプロジェクト】 自分の手持ちの衣類の品質表示・生産国・価格を調べる。	関心・意欲・態度、思考・判断・表現（プリント・感想文）
6	【消費者庁作成教材「社会への扉」】 多様化する販売方法と問題商法、適切な契約のための制度・法律について学ぶ。	思考・判断・表現、知識・理解（定期考査）
7	【消費者金融会社による講演】 多様化する支払い方法、消費者の権利と責任について学ぶ。	技能、知識・理解（ロールプレイング、アンケート）

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	○座席確認 ○本時の作業確認 ○クラスでひと組の「エシカルかるた」を作らせる。 次回の授業で絵札を完成させることを指示する。 ○完成したクラスのかるたは、芸術展で全校生徒や地域住民に掲示して、「エシカル」を広めることを説明する。	○前時に自宅課題になっていた「エシカルかるた」のプリントを用意する。	○生徒が5人（～6人）単位で話し合えるように着席させる。（グループワークや作業を行うため、被服室の大きな机を利用する。）
展開① 45分	○各班の分担を発表する。 例 1班 あ行+「ら」 2班 か行+「り」 3班 さ行+「る」 4班 た行+「れ」 5班 な行+「ろ」 6班 は行 7班 ま行 8班 や行+「わ・を・ん」	○各班で、分担されたかるたの読み札について、話し合う。 ○各班で選定した読み札について「あ」から順に発表する。	○読み札を交流することで、エシカルな消費行動について、新しい発見が生まれることを伝える。 ○子どもから高齢者まで、誰もがわかりやすい言葉を用いる。 ○各行ごとに分担させると、似たような内容になるので、調整が必要であるが、時間がない場合は難しい。 時間があれば、同じ内容の札があれば、どちらを採用するか、意見を述べさせ、多数決で決めるなど調整するとよい。

	<p>○かるたの用紙を読み札・絵札各2枚ずつ配布する。</p> <p>かるたの統一形式を確認する。</p>	<p>○各班で、残りの読み札について発表・意見交流を行う。(空欄があれば、班員のアイデアを書いてもよい。)</p> <p>○絵札は自宅で、参考書やインターネット等を参考に、イラストを考えてくると、次の時間に制作しやすいことを伝える。</p>	<p>○時間があれば、各班のベスト読み札を選定し、新しいプリントに記入してもよい。</p> <p>○絵は、周りを縁取るとわかりやすいことを伝える。</p> <p>○字札は縦書きとするよう伝える。</p>
展開② 45分	<p>○かるた制作について説明する。統一形式を遵守する。</p>	<p>○各班の分担された絵札と読み札を作成する。</p> <p>○完成したら、方眼模造紙にクラス全員分を貼る。</p>	<p>○絵は、周りを縁取るとわかりやすいことを伝える。</p> <p>○字札は縦書きとするよう伝える。</p>
まとめ	<p>○かるたは日本の伝統・文化のひとつでもあり、文化を守ることエシカルな消費行動につながることを理解させる。</p>	<p>○他の人が作ったかるたを鑑賞し、新しい発見があったか発表する。</p> <p>○クラスのベスト1かるたを発表する。</p>	<p>○まとめの時間でも、多くのことを共有させる。</p>

授業：中村久子氏（京都府立城南菱創高等学校）



「城南菱創高等学校 芸術展」(平成31年2月23日、24日) 展示発表
「エシカル・ラボin京都」(平成31年3月9日) 展示発表





エシカル・ラボ in 京都

～あなたの消費が世界の未来を変える～

京都府では、「消費行動を通じて社会貢献をする消費者の育成」を重要な施策の一つに掲げ、平成26年から、様々な取組みを進めています。

平成30年度は、平成31年3月9日（土）に、消費者庁、京都市と共催で、「エシカル消費」の普及・啓発シンポジウム「エシカル・ラボin京都」を開催しました。

府内の事業者や民間団体、学生など、多様な主体との連携により、シンポジウムのほか、展示・販売、ワークショップ等、様々なイベントを実施し、多くの皆様に「エシカル消費」を知っていただく機会となりました。

シンポジウムにおいては、消費者教育推進校の京都府立木津高等学校及びノートルダム女学院中学高等学校から、エシカル消費推進の授業の取組みを発表いただきました。

また、本授業事例集で紹介している京都府立城南菱創高等学校の「エシカルかるた」、京都府立東稜高等学校の「エシカル川柳」を、会場で展示しました。



「エシカル・ラボin京都」のシンポジウム会場外側の掲示板に、京都府立城南菱創高等学校の「エシカルかるた」と、京都府立東稜高等学校の「エシカル川柳」を展示し、来場者の皆様に御紹介しました。

- エシカルかるた（京都府立城南菱創高等学校）
P 25に掲載しています。
- エシカル川柳（京都府立東稜高等学校）

エシカルな思考を商業教育の中心に

～持続可能な地域社会を目指した高校生の一年～

<発表：京都府立木津高等学校 鹿俣拓也氏、生徒（動画出演）>



学校の特徴

農業の専門学科「システム園芸科」と商業の専門学科「情報企画科」が同じ学校に併設されており、コラボした取組を実施

■システム園芸科

授業で行っているお茶の生産・加工の生産工程において GLOBALG.A.P を取得（全国で4番目） GLOBALG.A.P を通して、新しい時代の正しい生産の在り方、持続可能な生産の在り方を学ぶ。

■情報企画科

「エシカル消費とソーシャル・ビジネス」の研究を通して、新しい時代の正しい流通の在り方、正しいビジネスの在り方を学ぶ。

(コラボした取組例)

高校の近くの地域において、「システム園芸科」で生産した農産物等を、販売場所の設営、会計、帳簿の管理まで全ての経営を生徒が担って販売

情報企画科の学科目標

1. 「持続可能な社会」の創り手となるために、エシカルな思考と行動を身につける。
2. 確かな専門的知識と技術を身につける。
3. 人間力を高め、社会で必要とされる「人財」を目指す。

★ビジネスを通じ、社会の健全で持続的な発展を担うプロフェSSIONナルを目指す。

情報企画科の取組み

■取組①：企業を招いて講演会やワークショップを実施

- 株式会社和える(aeru)「株式会社和えるの経営理念と事業について」
- スターバックスコーヒージャパン株式会社「スターバックスの事業と地域におけるCSR活動」

■取組②：エシカル消費の啓発（小学校での啓発活動）

○「やましろエシカルすごろく」の製作（山城地域の特産品等を学ぶすごろく）、小学校での実践



■取組③：持続可能な「地域社会」をめざす研究

○「プラン2021」（3年間の活動計画）の立案

	1年目 (2018年度)	2年目 (2019年度)	3年目 (2020年度)
① エシカル消費を理解している (n=1000)	「エシカルだより」配布	木津川市広報「エシカル消費」の記事掲載でさらなる普及	地域イベントあらゆる地域イベントで「エシカル消費」の啓発
② エシカル消費を実行している (n=1000)	「エシカルMAP」配布	YouTube チャンネル 木津川市内のお店をPRして、地産地消を促進	コンテンツの充実 YouTubeコンテンツを充実させる
③ 事業者が売上増加を実感する (n=30)	事業者への取組説明 ↓ エシカル消費の場をつくる	地元農家 農家と協働して、地元野菜のPR活動	エシカル商品開発 地域ならではのエシカルな商品を開発

○1年目の取組「エシカルだより」と「エシカルMAP」



動画で活動を紹介する京都府立木津高等学校の生徒たちと情報企画科学科長の鹿俣拓也氏



フェアトレード知らない人0（ゼロ）プロジェクト

<発表：ノートルダム女学院中学高等学校 中村良平氏

生徒 今井七虹さん、藤林優希さん、山下弥玖さん、吉田有里彩さん>

学校の特徴

グローバル化する社会において重要な役割を果たすことができる教育を目指す3つのコース

■グローバル英語コース

自らの思い、考えを自在に伝え合える「高い英語力」と国境にとらわれない開かれた視野を持ち、世界・社会に貢献できる「豊かなグローバルマインド」を育てることを目指す。

■STE@M探求コース

理系科目を中心に学ぶ喜びを知り、主体的な探究心を伸ばしながら、難関国立大学、難関私立大学理系進学を目指す。

■プレップ総合コース

人生の準備を総合的にプロデュースしながら、論理的思考力、コミュニケーション能力、他者との協働力を養い、難関私立大学を目指す。

グローバル英語コースの特徴

1. 英語を使って互いに思い・考えを伝えあう高い英語力の習得
2. 地球規模の課題に目を向け、地球市民としての自覚と行動を促すためのオリジナルの特別授業「グローバルワークショップ」

★議論するだけでは世界は変わらない。行動することによって始めて世界が動き出すことを学ぶ。

グローバルワークショップの取組み

■授業の概要

SDGsを学ぶことから始め、世界の様々な課題に目を向け、その解決のために自分たちに何ができるかを考える。

- ・何を目標にするか、何をするか、誰とパートナーシップを組むか、生徒が自分たちで考える。
- ・リサーチし、企業に電話をしてアポをとって訪問し、企画書を作るところまで、生徒が自分たちで実施する。

■これまでの取組み

- 取組①：ごみ排出量が増大し続けているという問題を、広い年代に認知してもらい、ごみ減量につながるため、スターバックスと共に「YES, WE DO KYOTO」のイベントに参加、広報活動やポスター等の製作を実施
- 取組②：フェアトレードの普及・認知度向上を目標に、マカイバリジャパン、ピープルツリーの協力を得て、フェアトレードフルーツティーを開発

■フェアトレード知らない人0「ゼロ」プロジェクト

○プロジェクトの概要

世界の貧困問題の改善のため、誰もが身近に活動できるフェアトレードを普及するプロジェクト

○取組み

- ・フェアトレードの認知度を測るため、街頭と学校内でフェアトレードの認知度についてのアンケートを実施
- ・フェアトレードのビーズを使ったアクセサリを作るワークショップを学校内やその他のイベントで実施

(特徴)

アクセサリ作りだけでなく、フェアトレードの仕組みや貧困とのつながりについて説明
フェアトレードの紅茶を出して話を広げる。

→貧困問題に興味のない人にも、アクセサリ作りを通してフェアトレードを知ってもらえる。

○進行計画

会場探し、企画、開催、振り返りを1フェーズとし、3ヶ月単位で繰り返し実施。

12月に活動報告予定



ノートルダム女学院中学高等学校 グローバル英語コース長の中村良平氏と取組みを発表する4名の学生

消費者庁作成教材「社会への扉」活用事例

平成30年6月の「民法の一部を改正する法律」の成立により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることになり、若年者の消費者被害の増加が強く懸念されており、消費者被害を未然に防止するための取組みが、ますます必要になっています。

平成30年3月には、消費者庁・文部科学省・法務省・金融庁の4省庁により、平成30年度から令和2年度までの3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」が決定され、各種取組が推進されることになりました。

京都府では、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」（平成31年3月改定）に基づき、京都府教育委員会や関係部局と連携し、府内の全ての高等学校等で、消費者庁作成教材「社会への扉」等を活用した成年年齢引下げに対応する消費者教育を実施することとしています。

消費者庁作成教材「社会への扉」は、そのままでは使いにくい、という御意見もお聞きしていますので、同教材を活用した授業の実践例と、同教材を活用した出前講座を御紹介いたします。本事例集で紹介しています授業事例と併せて、御活用いただけましたら幸いです。



成年年齢の引下げを踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む教材

詳細については、消費者庁ホームページで御確認いただけます。

- ・「社会への扉」の申込み
- ・パワーポイント版の入手
- ・教師用説明書
- ・授業展開例

消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

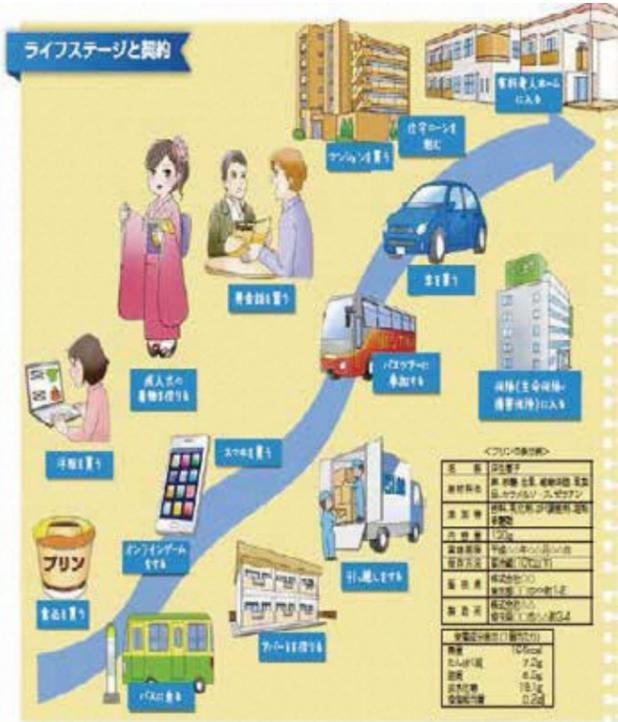
■家庭科の授業における活用

指導計画（高校1年生・家庭基礎）

京都府立東稜高等学校

	時	指導内容	学習活動（概要）	評価基準（評価の観点）
1 学期	1	消費者問題について	・消費者問題とは。その歴史と現状	関心・意欲・態度、知識・理解 （ワークシート、授業態度観察）
	2 ～5	身近なものからエシカル お茶を選んで分析してみよう	・消費活動として「エシカル」が身近にあることを知る。日常飲んでいるお茶について分析し、観点を決めて、グループで討議したものを発表する。	関心・意欲・態度、思考・判断・表現、技術、知識・理解 （ワークシート、授業態度観察、発表内容、まとめレポート）
	6 ～8	主体的な消費行動と契約 若者の消費者トラブルと契約上の課題 ～成年と未成年が混在する中で～	・多様な消費行動は情報入手と契約に基づいていることを知る。 ・契約や購入方法等が変化する中で生ずる課題を認識し、望ましい消費行動について考える。	関心・意欲・態度、思考・判断・表現、知識・理解（授業態度観察）
	9 ～11	多様化する販売方法・問題商法 ・支払い方法	・成年年齢引き下げに伴い、様々な場面においての判断力を養う必要があることを知らせる。	関心・意欲・態度、思考・判断・表現、知識・理解（ワークシート、授業態度観察、講演レポート）
	12	消費者の権利と責任	<社会人講師による特別授業含む。>	知識・理解 （ワークシート・授業態度観察）
2 学期	1 ～3	私たちの食生活と健康 （現状と課題）	・食の現状を分析し、自分の食を振り返る。	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現 （ワークシート、実験への取組み、授業態度観察）
	4 ～10	食品の栄養素と体の成分	・栄養素及び食品の基礎的な知識を習得する。	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現 （ワークシート、授業態度観察）
	11 ～18	調理の基本 日常食の調理	・食品の栄養的特徴、調理の基礎的な知識と技術を習得し、安全かつ衛生的な調理を行う。	関心・意欲・態度、技能、思考・判断・表現（実習態度観察、作業理解、実習レポート）
	19 ～20	日本の伝統文化にふれよう	・社会人講師による特別授業 着付け体験学習	関心・意欲・態度、技能、思考・判断・表現 （実習態度観察、作業理解、実習レポート）
	21 ～22	食を楽しむ	・和食と食文化について知る。	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現 （ワークシート、授業態度観察）
	23 ～24	身の回りのエシカル探し 食生活と環境とのかかわり	・身近に食生活と環境が関わっている例を考える。	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現 （ワークシート、授業態度観察）
	25	エシカルクッキング ～緑茶入りパウンドケーキを焼いてみよう～ TRY エシカル川柳	・「食生活と環境の関わり」が「消費行動を考える」と繋がっていることを知る。	関心・意欲・態度、技能、思考・判断・表現（実習態度観察、作業理解、実習レポート）

消費者問題



年 組 番 氏名 _____

1 消費者問題の一つに消費者トラブルの増加があげられます。解決に向けて次の例を考えてみよう。

(1)店でジーンズを買うとき契約が成立するのはいつ
 1 商品を受け取ったとき
 2 代金を支払ったとき
 3 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき
 答 _____

(2)店でネックレスを買ったが使う前に不要になった。解約できる？
 1 解約できない
 2 レシートがあり1週間以内なら解約できる
 3 商品を開封していなければ解約できる
 答 _____

★ ()。
 対等な者同士が合意して約束をしたからであるが、もし契約するときの年齢や状況に関して対等な立場でなかった場合はどうだろうか？

→17歳の高校生が保護者に内緒で1万円の化粧品セットを契約した場合・・・ ()

(3) 20歳以上の場合は…統計データを見て考えよう。

資料1 契約当事者が18～19歳、20～22歳の消費者トラブルの相談件数(2014年度、2015年度)



ア 資料1から、全国の消費生活センターに寄せられる消費者トラブルの相談件数のうち、成人になると相談件数が増えるのはなぜだろうか？グループで相談して書いてみよう。

資料2 契約当事者が19歳と20歳の商品・サービス等相談件数(2010～2015年度上位10位)

	19歳	件数	20歳	件数
1位	アダルト情報サイト	9,442	アダルト情報サイト	11,521
2位	出会い系サイト	2,473	賃貸アパート	3,441
3位	テレビ放送サービス全般	1,612	出会い系サイト	3,174
4位	デジタルコンテンツ全般	1,347	デジタルコンテンツ全般	2,312
5位	賃貸アパート	1,087	他のデジタルコンテンツ	1,749
6位	他のデジタルコンテンツ	957	商品一般	1,437
7位	新聞	682	フリーローン・サラ金	1,426
8位	携帯電話サービス	643	携帯電話サービス	1,335
9位	相談その他全般	549	脱毛エステ	1,278
10位	普通・小型自動車	538	普通・小型自動車	1,180

イ 資料2から、各種の消費者トラブルが起きた商品・サービスについて19歳と20歳の違いを考える。

(7)19歳に比べ、件数が3倍近くに増えているものは何か、あげてみよう。

(8)20歳になって10位以内に入ってきたものは何かあげてみよう。

2 契約について

・契約は_____でも成立します。また、_____な責任が生じる約束なので_____があります。

・契約を守らない場合、_____で訴えられる場合があります。

・ただし、ア_____は取り消すことができます。

その理由は…

イ ところが、取り消せない場合も4つあります。4つの場合を列挙しよう(法定代理人=保護者と考える)

つまり、消費者側に落ち度がある場合には… _____が認められない、ということです。

ウ 悪質業者から見た狙い目はどんな人でしょう？

エ 2022年4月以降、成年年齢は18歳に引き下げとなります。狙われやすいのはどんな人かというところ

年 組 番 氏名 _____

3 契約解除について

訪問販売等の場合、一定期間内なら無条件で契約を解除できることを_____といいます。

契約した日から()日間、マルチ商法は20日間であれば契約解除ができます。その理由は…

4 様々な消費者問題

(1)ネットショッピングについて…

ア 具体的にはどんなトラブルが考えられますか？

イ ネットショッピングで購入した商品はクーリング・オフができません。その理由は…

* 注意すべきサイトには特徴があります。

■消費生活安全センターの出前講座実践事例

<対 象> 高校生

<テーマ> 「大人になるための消費生活講座2019 ～消費生活相談の現場から～」

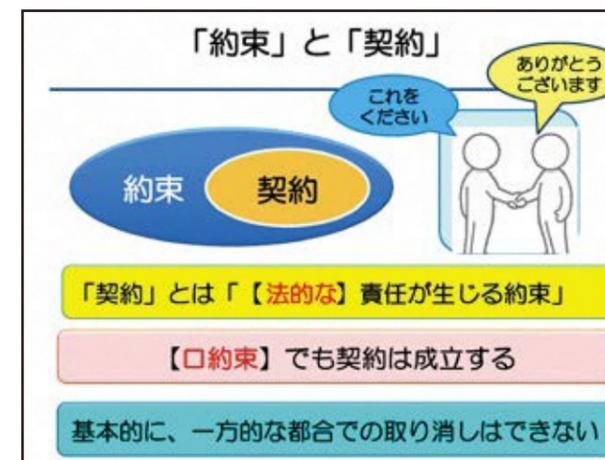
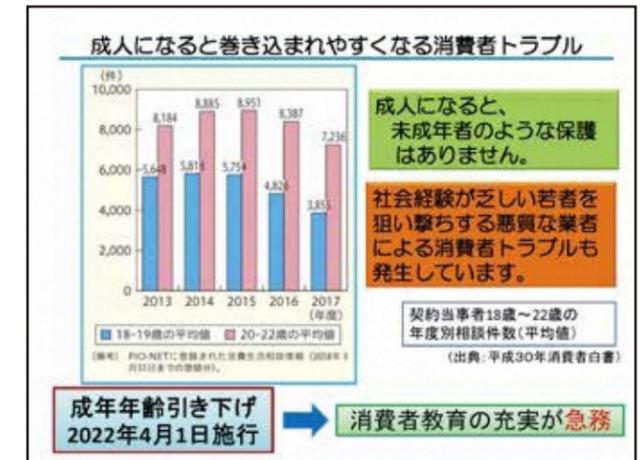
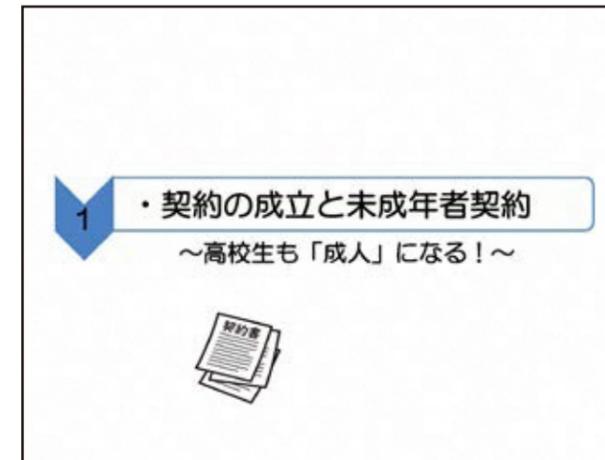
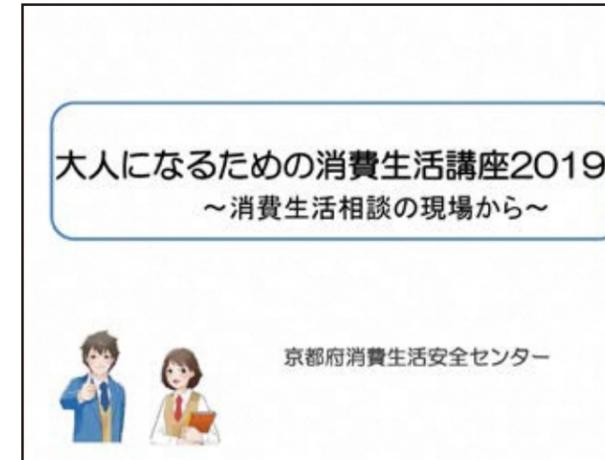
<資 料> パワーポイント、レジュメ、「社会への扉」、
リーフレット「あま～い誘いにご用心！」

<講 師> 京都府消費生活安全センター 消費生活相談員

スケジュール

時 間	内 容	「社会への扉」の 対応箇所	「あま～い誘いにご用心」の対応箇所
導入(3分)	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ 消費生活センターの役割 		
展開1(7分)	<ul style="list-style-type: none"> 成年年齢の引き下げ 契約の成立と未成年者契約 	Q1、Q2、Q3 P3～4	
展開2(10分)	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード 支払い方法のポイント 利用上の注意点 	Q6、Q7、Q8 P7～P8	
展開3(25分)	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代のトラブル アダルトサイトの ワンクリック請求 電子マネー ネット通販 フリマアプリ 情報商材トラブル 未来の自分をまもるために マルチ商法 断りかた クーリング・オフと 消費者契約法 	Q4、Q5、Q9 P5～6、P9	ワンクリック請求 お試し購入 インターネット通販 マルチ商法 クーリング・オフ制度
まとめ(5分)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者市民社会 相談窓口 	Q10、Q11、Q12 P9、P10、P11	相談窓口

パワーポイントデータが必要な方は、京都府消費生活安全センターまでご連絡ください。
(kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp)



実践編クイズ

Q2. お母さんはネックレスを解約できる？

卒業祝いにお店で買ったの
いらないわ

レシート 50,000円

①原則として、解約できない。
②レシートがあり、8日以内なら解約できる。
③未使用なら、解約できる。

実践編クイズ

Q3. 17歳の高校生が交わした契約で取消ができるのは、どれ？

① 1000円のTシャツ
② 保護者に内緒で契約した15万円のバイク
③ 20歳とウソをついて契約した10万円の美顔エステ

リボルビング払い（手数料あり）

購入 10万円 3万円 7万円 (月1万円の定額方式の場合)

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 →

支払い 手数料 元金

支払額は【一定】。商品を契約するたび合算する。

Q5. クレジットカードの支払い方法で各商品の払い終わりがわかりにくいのは？

① 分割払い **確認**
② リボルビング払い（リボ払い）

リボ専用カードに注意！

2 **・クレジットカード**
～注意！クレジットは借金です～

CREDIT CARD

これもクレジット契約です
携帯電話の分割払いはクレジット契約

購入 毎月支払い
実質0円？ 利用料金 + 機種代金

Q4 クレジット払いはどれ？
①前払い ②即時払い ③後払い

延滞 ⇒ 信用情報に悪影響

3 **・若い世代のトラブル**
～インターネット&勧誘～

スマホ

年齢別、商品・役務別分類（平成30年度）

年代	1位	2位	3位
20歳未満	放送・コンテンツ等	商品一般	自動車
20歳代	放送・コンテンツ等	不動産貸借	商品一般
30歳代	放送・コンテンツ等	不動産貸借	商品一般
40歳代	放送・コンテンツ等	不動産貸借	商品一般
50歳代	放送・コンテンツ等	商品一般	健康食品
60歳代	商品一般	放送・コンテンツ等	住宅工事
70歳代	商品一般	放送・コンテンツ等	インターネット通信サービス
80歳以上	健康食品	商品一般	放送・コンテンツ等

(京都府/平成30年度消費生活相談概要より)

翌月一括払い（手数料なし）

購入 10万円 3万円 7万円 マンスリークリア

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月

支払い

ボーナス一括払いは次のボーナスで払う。一般的に手数料なし。

分割払い（手数料あり）

購入 5回払いで 3回払いで 3回払いで

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月

支払い 手数料 バッグ代金 旅行代金

ワンクリック請求

あなたなら、どうする？

退会・取消を連絡 **連続しない**

ポイント! 料金を支払う必要はありません!

(京都府/「あま〜い買いにご用心!」より)

ワンクリック請求のワナ

不安 焦燥

(資料: IPA)

「プリペイドカード番号を教えて」は危険!

(出典:国民生活センター)

架空請求のハガキやSMSの例

SMS(2018年4月11日確認)
コンテンツ利用料金の精算確認が取れません。本日で連絡なき場合には法的手続きに移行致します。

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
この度、ご連絡しましたのは、貴方の利用されている契約会社、もしくは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、判決が確定された事をご通知致します。

ニセの「Yahoo!」「DMM.com」「アマゾン」「佐川急便」など

連絡しない!

ハガキ(2018年4月2日確認)

インターネットを利用して、消費者が「売り手」になるケース

フリマアプリ CtoC

自分が不要になったもの売る
誰かが不要になったものを買う

消費者 消費者

利用規約

「情報商材」のトラブルが増加

「情報商材」とは
主にインターネットを介して売買される情報のこと

「SNSのフォロワー数を増やす方法」なども!

例)もうけ話や異性にもてる方法
⇒契約前に中身がわからず、思っていた内容と異なるなどのトラブルがある。

- PDFファイルのダウンロード
- 冊子
- DVD等の送付

注意! 小さい字とスクロール

お試し購入

契約条件を確認する

「変だな?」と思うところをOで囲もう!

批判的意識をもつ責任

隣の席の人と話し合ってみよう!

つぶやきSMS

記事件数:54 閲覧者数:2043 いいね!:550

記事(2016/10/10投稿) 自宅前でネコちゃんを発見!!

Q7.「必ずもうかるマルチ」って、ある?

連鎖販売取引・ネットワークビジネス

マルチ商法

Q7.「必ずもうかるマルチ」って、ある?

ネット通販 「商品が届かない」「連絡がとれない」「返品したい」

ネット通販

~こんなサイトには御注意!~

①クーリング・オフできない。
②クーリング・オフできる。

返品条件を確認!

不要なら、きっぱり断ろう!

いいです
大丈夫です
結構です

いりません
お断りします

断る勇気

クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約した場合、一定期間は無条件で契約を解除できる制度

クーリング・オフすると
契約ははじめからなかったことになる

支払った代金は返される
返品の送料は事業者負担
違約金等は不要

覚えておこう クーリング・オフ制度

一定期間とは
訪問販売、キャッチセールスなど：**8日間**
マルチ商法・内職商法：**20日間**

注意：店舗販売・通信販売は対象外

ハガキ⇒コピー
⇒特定記録郵便
または簡易書留

クーリング・オフ期間が過ぎても、消費者契約法による取消の主張などが可能な場合があります。あきらめる前に、消費生活センターに相談を！

4 「消費者市民社会」と「相談」

消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会

Q.8 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？

消費者トラブルだ！

行動しない 行動する

行動しない → 不正な取引、製品等の事故が続く

行動する → 事業者と相談（お気持相談室） → 消費生活センターに相談 → 解決のための助言やあっせん受領

あなたの行動が社会を変える！

不正な取引、トラブル・被害の拡大 → トラブルの解決 → 消費生活センター（全国の消費生活センター等で受け付け）消費生活相談情報の収集、分析、発信

不正な取引・表示、安全性を欠く製品やサービスが改善される → 健全な事業者が育ち、良質で安全な商品・サービスが増える → 消費者の積極的な行動によって、安全・安心に暮らすことができる → 消費者市民社会の実現

困（消費裁判・調停審判）や都道府県が動く！
○違法な営業をしている事業者に対し、営業停止を命じる
○違法な表示をしている事業者に対し、定められた表示をするように命ずる

法律の整備

消費生活センターの役割

事業者 消費者

交渉力 情報量 資金力 組織力

消費者基本法
消費者安全法
消費者契約法
特定商取引法

消費者庁
国民生活センター
消費生活センター

法・制度 行政機関

どうしようと思ったら、迷わず相談！

メール相談も！

京都府消費生活安全センター
くらしの相談：075-671-0004
(平日9時～16時)

消費生活土日祝日電話相談（緊急）
075-257-9002 (10時～16時)

消費者ホットライン
188 (いやや！)

一人で抱え込まないで！

各種SNSで情報発信中！

お近くの消費生活相談窓口につながります！

参考資料

【授業関連資料】

授業④ワークシート・・・・・・・・・・・・・・・・P44

【関係資料】

京都府安心安全な消費生活の実現を目指す行動計画（抜粋）・・・・P46

■授業の予定

- (今回) 調べ学習
 ①「エシカル消費」とは何かを復習する。
 ②「エシカル消費」と関係が深い企業を探す。
 ③その企業が具体的にどのような取り組み(CSR)を行っているかを調べる。
- (次回) 調べ学習の内容をもとにして、グループ学習を行う。
 ※次回の授業でこのプリントを元にしてグループワークを行います。
しっかり完成させ、忘れずに持参すること!

①「エシカル消費」とは何ですか?
 調べた内容を写すのではなく、自分の家族に説明すると思って、自分の言葉でまとめなさい。

「エシカル消費」とは、 _____

②「エシカル消費」と関係の深い企業を調べ、1社を選びなさい。

企業名： _____

③その企業が具体的にどのような取り組み(CSR)を行っているかを調べ、まとめなさい。

年 組 番 氏名

■今日の授業

- 重要語句の確認 : 企業倫理 CSR コンプライアンス コーポレートガバナンス
 ↑ 自分で意味をしっかりと理解できたら、語句に○をつける。 ↑
- 企業家の精神 : 「株式会社たねや」「株式会社クラブハリエ」についての資料を読む
- エシカル消費と企業 : エシカル消費と企業の取り組みについての調べ学習の成果発表
- 未来のビジネスのあり方 : グループで意見をまとめ、全体に対して発表

★未来のビジネスのあり方

班					
私たちが考える、未来の理想の企業!					
企業名					
事業内容					
資本金	円	売上高	円	従業員数	人
企業の特徴	企業理念:				
	この企業ならではの魅力:				

1班	2班	3班
企業名:	企業名:	企業名:
発表メモ:	発表メモ:	発表メモ:
4班	5班	6班
企業名:	企業名:	企業名:
発表メモ:	発表メモ:	発表メモ:

年 組 番 氏名

5 施策の方向と施策展開

(1) 消費者被害の未然防止

ア 成年年齢引下げによる若年者の被害等の未然防止

民法改正により 2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、18・19 歳の未成年者取消権がなくなるため、消費者被害の拡大が予想されることから、被害の未然防止を図るため、学校教育の中で全ての高校生に消費者教育の実施や、大学の協力による大学生に対する消費者被害に関する情報提供等を実施する。

■高校生に対する消費者教育

- 府内の全ての高等学校等で成年年齢引下げに対応する消費者教育を実施
【新規】
 - ・ 国の 4 省庁関係局長連絡会議において決定された「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム^{※8}」を踏まえて、京都府教育委員会や関係部局と連携し、府内の全ての高等学校等で、消費者庁作成教材「社会への扉」等を活用した成年年齢引下げに対応する消費者教育を実施する。
- 高等学校等における消費者教育の授業事例の紹介・普及【拡充】
 - ・ 京都府教育委員会と連携し、消費者教育推進校^{※10}において、成年年齢引下げへの対応も含めた消費者教育の授業事例を作成し、京都府版消費者教育教材として、府内高等学校に紹介・普及する。
- 教員に対する支援【新規】
 - ・ 教員を対象に、消費者庁作成教材「社会への扉」の活用方法等に関する研修会を開催する。また、京都府教育委員会が実施する教員研修で成年年齢引下げのテーマが積極的に取り上げられるように働きかける。
 - ・ 教員等に、最新の若年者等の消費者トラブルの事例やわかりやすい教材、人材等の情報を提供する。

■大学生に対する消費者教育

- 大学の新生オリエンテーション等を活用した啓発の集中実施【拡充】
 - ・ 新生オリエンテーションや就職ガイダンス等を活用し、若年者が被害者にも加害者にもならない啓発を実施する。
- 大学の学生ポータルサイト等を活用した情報発信【新規】
 - ・ 大学の学生ポータルサイトで若年者にありがちな最新のトラブル事例や相談先等を発信し、注意喚起を図るとともに、大学安全・安心推進協議会と連携して大学生等へ消費者被害防止に係る情報を提供する。
- 大学等への啓発コンテンツデータライブラリーの整備【新規】
 - ・ 学生が集まる機会に放映できる啓発動画や若年者にありがちな最新のトラブル事例等を反映した啓発コンテンツデータライブラリーを整備し、大学等が実施する消費者教育にデータを提供し支援する。

本冊子は、京都府消費生活安全センターホームページにも掲載しています。

(<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>)

令和元年 12 月発行

発行 京都府消費生活安全センター

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階

TEL : 075-671-0030 FAX : 075-671-0016
